

介護保険料 新型コロナウイルス感染症の影響による特例での減額または免除(減免)のよくある質問と回答

	よくある御質問	回 答
1	「世帯の主たる生計維持者」とは、誰を指しますか。	第1号被保険者の方と住民票上で同一になる世帯主の方です。実際にその世帯の生計を担っている方が世帯主と違う場合は、同一世帯の別の方が、「世帯の主たる生計維持者」であることを申し出てください。別世帯の方の死亡や減収等は同居でも該当しません。
2	共働き世帯なので、世帯の主たる生計維持者が複数います。	主たる生計維持者を複数にすることは出来ませんので、お一人をお決めください。
3	「世帯の主たる生計維持者」とはどの時点で判定するのか。申請時点ですか、賦課期日時点ですか。	申請時点ではありません。賦課期日時点(原則4月1日)の世帯状況で判定します。
4	主たる生計維持者は、同居している同世帯で世帯主となっている子です。子の事業収入が30%以上減った場合、第1号被保険者である父母は減免の対象になりますか。	子が同一世帯である場合は、減免の対象になります。別世帯の場合は、対象となりません。
5	「重篤な傷病」とはどんな場合ですか。	新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに1ヶ月以上の入院治療を有する場合をいいます。(臨時医療施設としてのホテルでの宿泊期間や自宅待機期間は除きます。)。新型コロナウイルス感染症の症状が回復するまで、長期間を要することなどで、世帯の経済状況等に与える影響が大きいと認められる場合が該当いたします。
6	新型コロナウイルス感染症により、死亡または重篤な傷病を負ったことについて、何で確認するのでしょうか。	医師による死亡診断書(写し)や、感染であれば、診断書、保健所等から交付される措置入院の勧告書などにより確認させていただきます。なお、死亡の場合でも、死因が新型コロナウイルスと確認できない場合は対象になりません。
7	現在新型コロナウイルス感染症により入院中ですが、入院期間がまだ1か月経っていません。申請できますか。	入院期間が1か月を超えてから、申請をお願いいたします。
8	新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少したことについてどのように判断するのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものですが、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていますので、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合を除いて、個々の内容を伺い判断させていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかとは、例えば、自身の犯した事由による懲戒解雇や、令和元年中の離職や転職等が主な原因であるなどで収入減少したなどが該当します。
9	「事業収入等」は、どのような収入でしょうか。株の取引による収入は含まれますか。	「事業収入等」とは、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかになります。株の取引による収入は含まれません。
10	収入が減少した月から減免の対象とされるのでしょうか(何月分の介護保険料から減免対象になるのか)。	実際に収入が減った日以降を対象とするものではありません。原則として、収入の減少時期にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては年金の支払日)が設定されている介護保険料が減免の対象となります。

	よくある御質問	回 答
11	「合計所得金額」とは何を指すのか。	地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額です。この額が零を下回る場合には、零とします。 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とします。また、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除して得た額となります。(2割負担の対象者の判定に用いる「合計所得金額」(介護保険法施行令(平成10年政令412号)第22条の2第1項参照)と同じもの)
12	「合計所得金額」は特別控除後で判定するのですか。	特別控除後で判定します。なお、特別控除とは土地等の分離譲渡所得の特別控除のことです。
13	令和2年分の確定申告の写しが見当たりません。どうしたらいいですか。	令和2年分の確定申告を行った方については、確定申告書の控えの写しをできるだけ添付してください。どうしても見当たらない場合は、申し出いただければ、市で調査・確認いたします。
14	確定申告や住民税の申告がまだ済んでいません。その場合は申請できますか。	令和2年分の収入が確認できない場合は審査ができません。税の申告を済ませて下さい。 また、令和3年1月1日現在、青梅市に住民票がない方につきましては、申請後、青梅市から住所地に住民税の情報を照会する必要があります。 いずれの場合にも審査には時間がかかりますので、ご了承ください。
15	事業収入について、令和2年は必要経費などが多く、事業所得は0円となっています。この場合は減免の要件に該当しますか。	減免の要件には該当いたしますが、申請されても、計算上の減免額は0円となります。また、事業所得等がマイナスとなる場合も、マイナスは0円として取り扱いますので、減免額は同様に0円となります。
16	「事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)」について、「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」としては、具体的にどのようなものを想定しているのですか。	「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」については、事業収入等の補償として取得する金銭であって、当該事業収入等に代わる性質を有するものです。例えば、ご自身が契約している民間の保険契約などにより、新型コロナウイルス感染症の影響で被った事業収入等の補償として取得する金銭として、補償金などを想定しています。国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金、持続化給付金等)については、事業収入等の計算に含めませんので、ご注意ください。
17	事業等の廃業や失業について証明する書類は、どのようなものを想定しているのか。	法人の場合、官公庁への廃業届・事業廃止届の写しや解散登記など、個人の場合、離職票、解雇通知、退職証明書、契約解除通知等があれば、確認させていただきます。
18	「世帯の主たる生計維持者」が事業等の廃止や失業をした場合は、65歳以上の同一世帯員の介護保険料が全額減免されますか。	要件に該当しても、介護保険料の全額が減免されるとは限りません。 事業等の廃止や失業した場合は、「対象保険料額」の全額が免除されますが、「対象保険料額」は賦課した介護保険料額に「前年の合計所得金額(特別控除後)のうち減収が見込まれる所得の割合を乗じた」額となりますので、賦課された介護保険料額の全部を指すわけではありません。
19	事業収入が前年比で30%減少し、給与収入が10%減少することが見込まれる場合、「事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額)が令和元年の当該事業収入等の額の30%以上であること」はどのように判定するのか。	「いずれかの減少額」とあるように、減免の要件に該当するかどうかは、個々の収入区分で前年比で30%以上減少しているかで判定します。 例の場合、事業収入は減免要件を満たしていますが、給与収入は要件を満たしていませんので、減免には該当しますが、その後の対象介護保険料額の計算の「減少することが見込まれる事業収入等」には給与収入には含まれません。
20	事業収入等の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることとありますが、減少見込みの額は合算で判断ですか、収入の種類ごとでの判断ですか。	例えば、昨年の収入が 事業収入:300万円、給与収入100万円 今年の見込み収入が 事業収入:200万円、給与収入100万円 という場合は、合算では30%以上減少していませんが、事業収入が30%以上減少していますので、基準に該当いたします。

	よくある御質問	回 答
21	緊急事態宣言にもとづき、勤務先が営業自粛したため、世帯の主たる生計維持者の4月の給与が大幅に減少しました。減免に該当しますか。	給与以外にも収入があり、その前年所得が400万円を超える場合は、該当しません。給与収入しかなく、昨年の平均給与より3割以上減少している場合は、休業補償がない(少ない)場合は該当する場合があります。
22	持続化給付金は収入に含まれますか。	含まれません。
23	本人は収入がなく、同じ世帯の配偶者の収入が大幅に減少しました。誰の介護保険料が減免されますか。	世帯の主たる生計維持者が要件を満たせば、お二人の介護保険料が減免対象となります。
24	減免された金額はどのようになりますか。(支払い済み分は戻ってくるのでしょうか。)	全額免除または令和3年度分を一部減額の方は、すでに減免対象の介護保険料が納付済みの場合、後日還付(または充当)いたします。これから納付される月以降の介護保険料は、調整をさせていただきます。
25	新型コロナウイルスによる減収等による減免に該当したのちに、別の減免理由(床上浸水等台風被害や死亡・傷病など)に該当することになる場合はどうしたら良いですか。	介護保険課まで御相談ください。 なお、新型コロナウイルス感染症による特例での減免以外については、各種条件があります。
26	窓口ですぐに結果がわかりますか。	郵送・窓口のどちらの申請でも、収入状況の審査等を行うため、結果の通知までの時間に差はありません。また、結果については、申請状況にもよりますが、少なくとも概ね2週間程度を予定しております。
27	市民センターでも申請を受け付けてくれますか。	できません。市役所介護保険課まで郵送あるいは窓口までお願いします。
28	審査結果はいつ頃通知されますか。	原則として、申請から概ね2週間程度で結果を通知する予定としています。7月から8月については、申請が集中するなどにより、これよりも時間をいただく可能性がありますのでご了承ください。
29	減免の申請をしているにも関わらず、督促状が届きました。なぜですか。	減免の申請をいただいている場合でも、納期限を20日過ぎた場合は督促状が発布されます。納付が納期限までに難しい場合は、分割納付や一定期間納付をお待ちする徴収猶予の申請について、収納課に御相談ください。認められれば、延滞金免除などが適用されます。
30	国民健康保険税や後期高齢者医療保険料にも減免等の制度はあるのですか。	あります。保険年金課へお問い合わせください。
31	誰でも申請すれば、減免を受けられますか。	そうではありません。対象者の要件を満たす方のみが介護保険料の減額・免除の対象となります。なお、徴収猶予については、個々の御事情により判断いたしますので、収納課に御相談ください。
32	オンライン申請はできますか。	オンラインでの申請はできません。